

小型家電リサイクルの全国動向

2025年5月30日

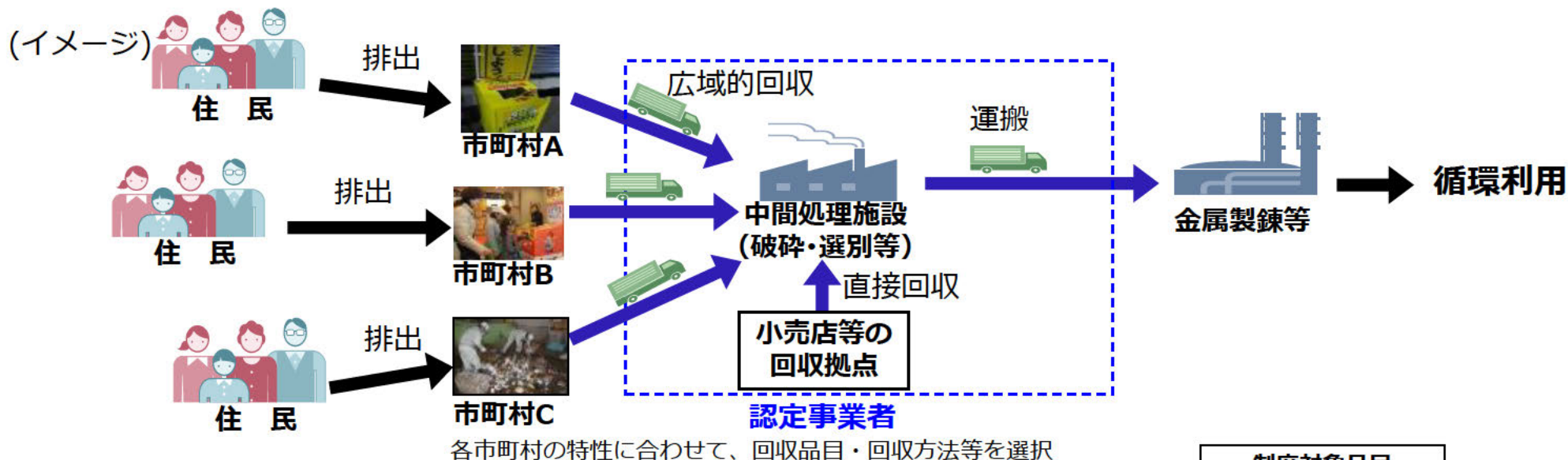
四国経済産業局資源エネルギー環境課

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会
資源循環経済小委員会「小型家電リサイクル小委員会
(2025.2.27)」配布資料から抜粋

小型家電リサイクル制度の施行状況について

小型家電リサイクル法の概要

- 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、市町村等の廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。
- 認定事業者は、使用済小型家電の広域的かつ効率的な回収が可能となるため、規模の経済を働かせ、採算性を確保しつつ、再資源化事業を実施することが期待される。



認定事業者

- ・ 再資源化事業計画を作成し、主務大臣（環境大臣、経産大臣）による当該計画の認定を受けた者
- <再資源化事業計画の記載事項>
- ・ 引取り～処分が終了するまでの一連の行程
- ・ 収集区域（3以上の隣接する都府県）
- ・ 収集・運搬又は処分を行う委託者（委託者がいる場合）
- ・ 鉄・アルミニウム・銅・金・銀・白金・パラジウム・プラスチックを高度に分別して回収することが可能であることを証する書類 など

国の役割

- ・ 再資源化事業計画の認定
- ・ 再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・ 市町村に対する支援
- ・ 国民への普及啓発 など

制度対象品目

携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ等の28品目



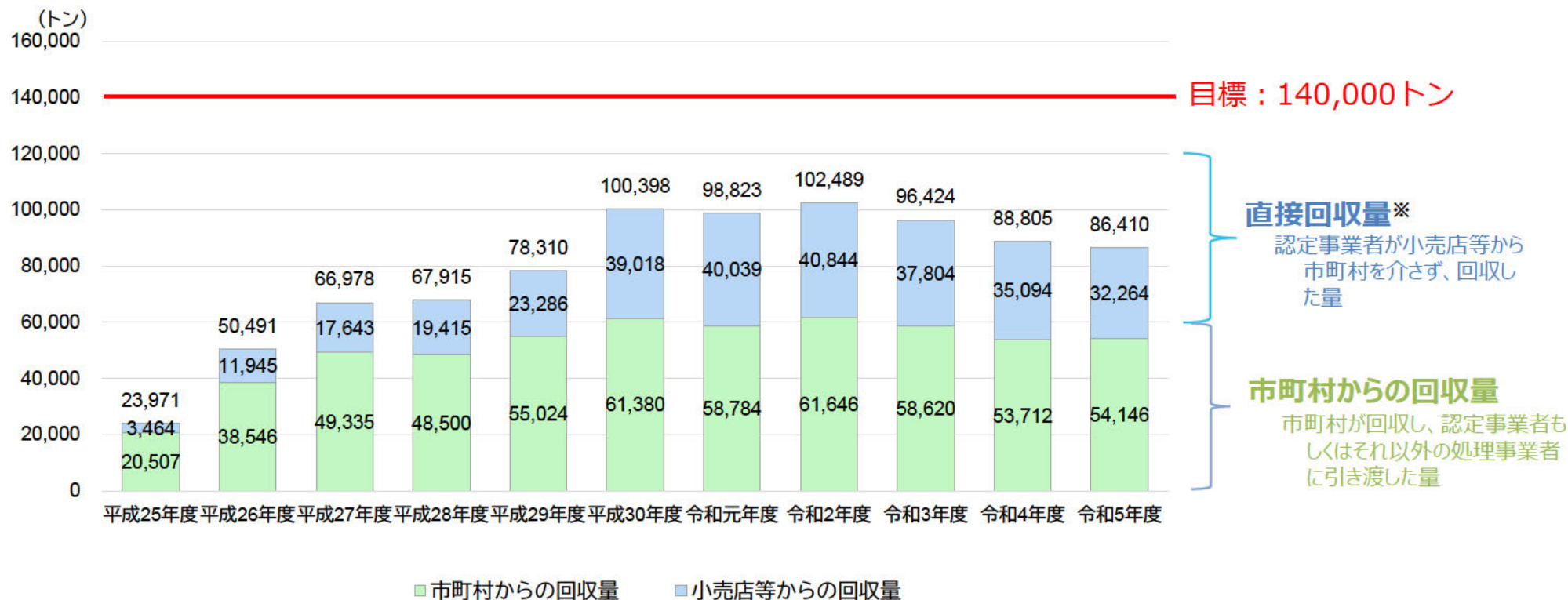
1. 小型家電の回収実績について

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績

- 令和5年度における**小型家電の回収量は86,410トン**となっており、令和4年度に比べて、市町村からの回収量は微増、直接回収量は減少しており、全体としては**約3%の減少**となった。

小型家電の回収量

目標：令和5年度までに年間140,000トン



※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

出所）平成26年度～令和6年度市町村アンケート調査、平成26年度～令和6年度認定事業者調査

市町村からの回収方法の内訳と経年推移

- 令和5年度、市町村回収における回収方法別の回収量は、**ピックアップ回収が最も多く19,487トン（36%）**、次いで、**清掃工場への持ち込みが8,212トン（15%）**となっている。
- 令和4年度に比べて、ピックアップ回収や集団回収・市民参加型回収、その他、回収方法不明で増加し、それ以外では減少したが、全体としては434トン増加した。

回収量の実績（トン）

回収方法	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	割合
ボックス回収	2,765	3,720	3,779	4,442	5,040	4,889	5,097	4,867	4,750	4,533	8%
ステーション回収	5,927	7,219	8,018	9,016	10,723	11,926	11,100	11,533	9,879	7,732	14%
ピックアップ回収	22,173	25,238	26,247	26,610	28,782	22,870	22,392	20,963	19,318	19,487	36%
集団回収・市民参加 型回収	106	191	253	189	251	187	298	316	157	256	0%
イベント回収	385	500	371	449	626	478	382	354	360	348	1%
清掃工場等への持込 み	5,518	6,429	7,529	7,776	9,956	9,339	10,517	9,728	8,440	8,212	15%
戸別訪問回収	327	393	197	215	409	483	859	264	324	288	1%
その他	1,345	1,259	1,120	1,531	1,758	,973	1,495	2,033	1,650	1,785	3%
回収方法不明	0	4,385	986	4,795	3,834	6,639	9,506	8,563	8,833	11,506	21%
合計	38,546	49,335	48,500	55,024	61,380	58,784	61,646	58,620	53,712	54,146	100%
うち、認定事業者への 引渡数量	28,713	39,617	38,155	42,464	52,686	55,926	61,098	57,739	54,136	52,741	-

- ・平成25年度については回収方法別内訳データが確認できないため省略。
- ・ボックス回収の回収量には、「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」で設置した回収ボックスで回収された実績（平成29[94t]、平成30[357t]）を含む。
- ・回収方法不明とは、複数の回収方法に取り組んでいるが、回収方法別の回収量を把握していない場合のこと。
- ・令和4年度について「合計」が「うち、認定事業者への引渡数量」を下回っているが、市町村アンケート回答自治体の総人口に比して拡大推計すると、大小関係は逆転する。

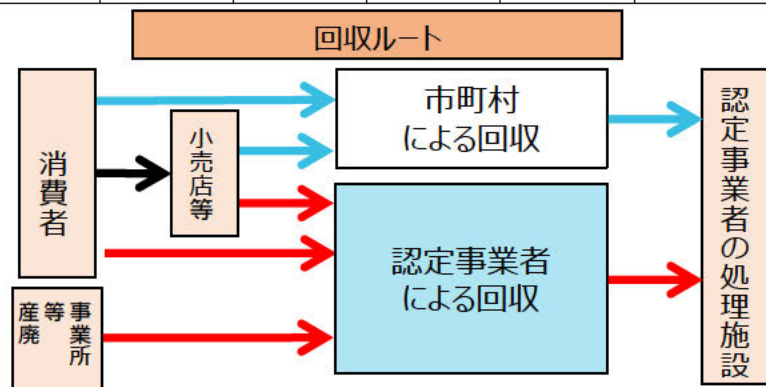
出所）平成27年度～令和6年度市町村アンケート調査、平成26年度～令和6年度認定事業者調査

直接回収における回収方法の内訳と経年推移

- 令和5年度、直接回収における回収方法別の回収量は、家電量販店を通じた回収が最も多く20,133トン（62%）となっている。
- 令和4年度に比べて、いずれの回収方法での回収量が減少しており、全体としては2,829トンの減少となった。

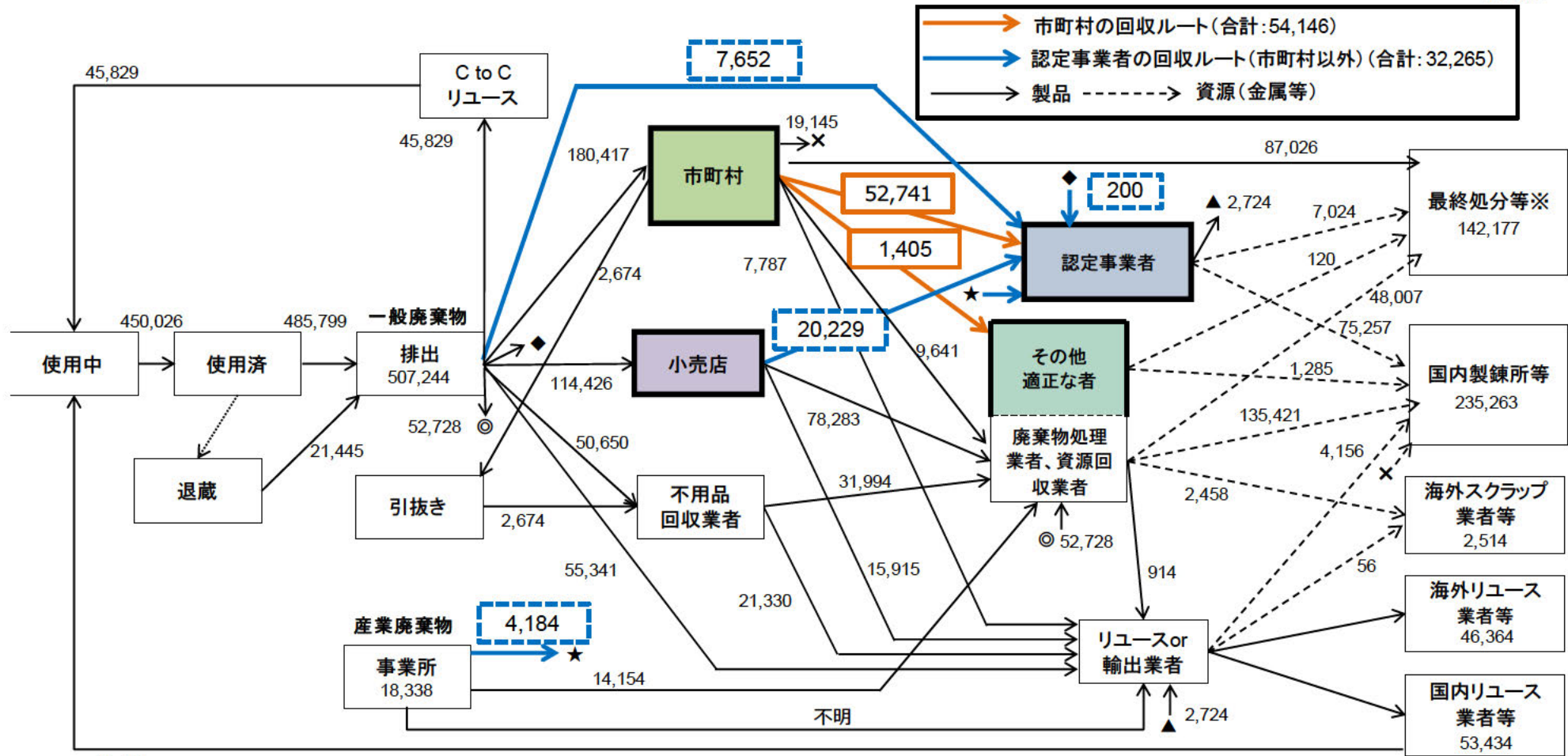
回収量の実績（トン）

回収方法	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	割合
家電量販店 回収	412	7,065	12,451	13,427	15,668	21,032	22,353	23,289	23,227	21,247	20,133	62%
拠点回収	872	2,037	1,294	1,937	2,301	3,670	3,105	3,573	2,689	2,593	2,381	7%
宅配回収	0	71	956	734	888	2,136	2,801	5,798	4,972	5,467	5,271	16%
事業所からの回 収	2,181	2,771	2,942	3,318	4,429	12,180	11,780	8,183	6,916	5,787	4,480	14%
合計	3,464	11,945	17,643	19,415	23,286	39,019	40,039	40,844	37,804	35,094	32,264	100%



令和5年度の使用済小型家電の排出後フロー図

単位:トン



- ◆ : メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取った量
- ◎ : 引越業者等その他への排出を含む。
- ✕ : 市町村から直接国内精錬所へ排出された量

※そのまま埋立処分、焼却後、残渣を埋立処分、破碎後、残差を埋立処分、熔融スラグ化して再利用・処分を含む。

※実績には、メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む。

※令和5年度については、「使用済」→「退蔵」の推計重量が負の値となったため、図中に数値は掲載せず、矢印を破線で示している。

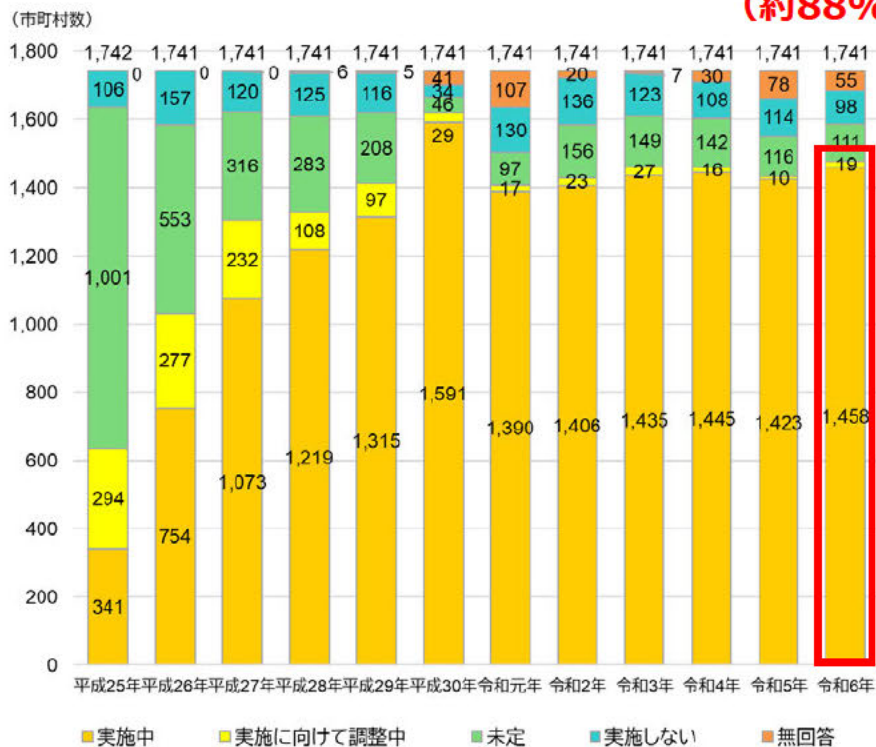
2. 市町村における取組状況

市町村の参加状況

- 小型家電リサイクルの取組状況等の把握のため、市町村に対し実態調査を行った。
調査対象：全市町村（特別区含む）1,741市町村（回収数1,686：回収率96.8%）
- 令和6年5月現在、小型家電の回収・処理の取組については、「実施中」は1,458市町村、「実施に向けて調整中」は19市町村、合計で**1,477市町村(約88%)**であり、**居住人口ベースでは約95%**となっている。

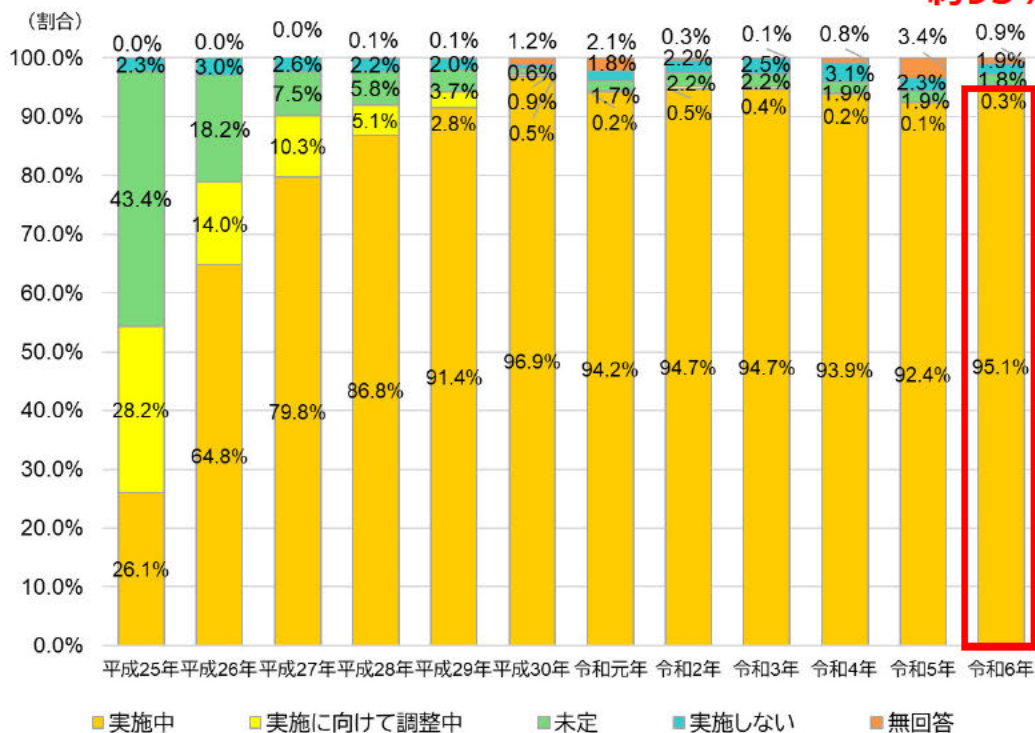
市町村数

1, 477市町村
(約88%)



人口ベースでの割合

約95%

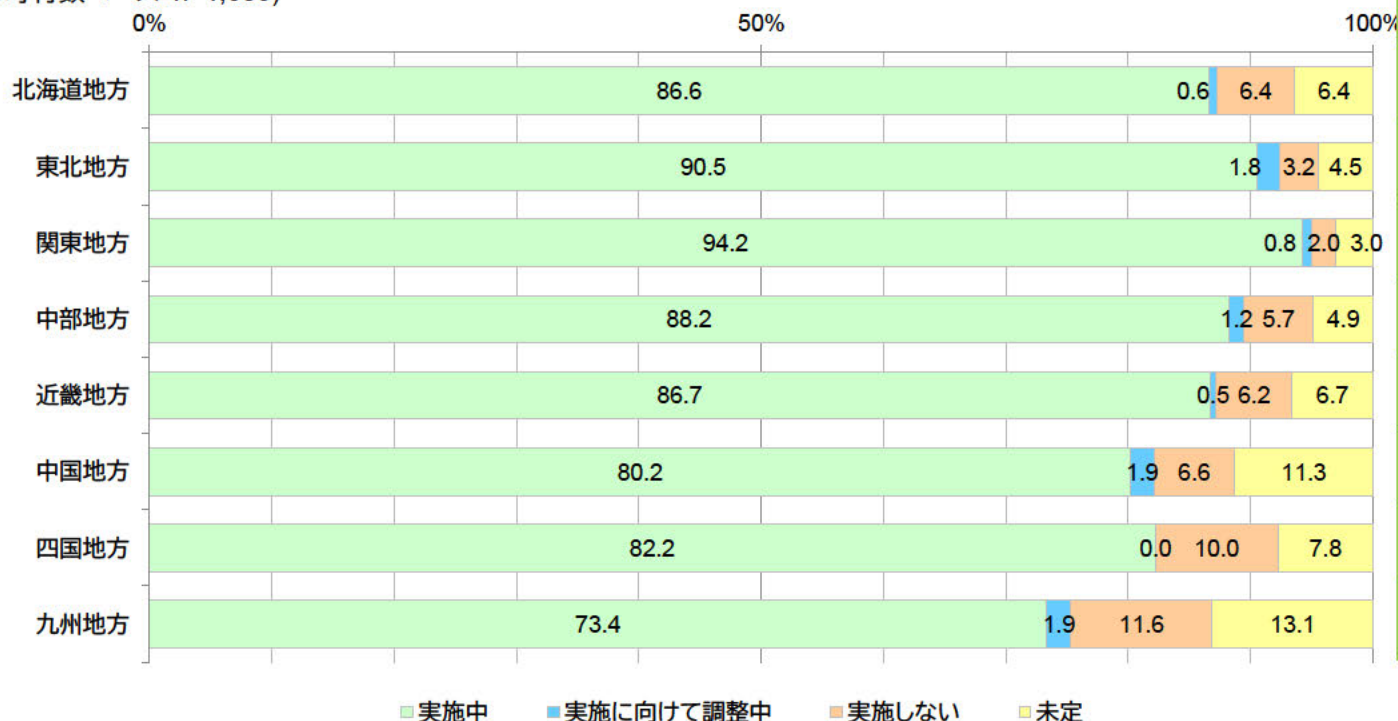


地方別の参加状況

- 「実施中」の割合は、**東日本で高く、西日本で低い傾向**。
- 「実施中＋実施に向けて調整中」が90%を超えているのは、東北（92.3%）と関東（94.9%）、80%未満と低いのは、九州（75.3%）である。

地方別の市町村参加状況（令和6年5月時点）

（市町村数ベース：n=1,686）



実施中＋実施に向けて調整中の市町村の割合

（今回） 令和6年 5月現在	（前回） 令和5年 6月現在	（前々回） 令和4年 7月現在
87.2%	88.2%	88.7%
92.3%	90.2%	89.0%
94.9%	94.9%	93.8%
89.4%	86.3%	85.8%
87.2%	85.7%	86.2%
82.1%	78.0%	80.8%
82.2%	76.7%	76.8%
75.3%	74.7%	71.7%

※各地方に含まれる都道府県は、環境省の各地方環境事務所が管轄する地域とした。

・北海道地方…北海道

・東北地方…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

・関東地方…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

・中部地方…富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県

・近畿地方…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

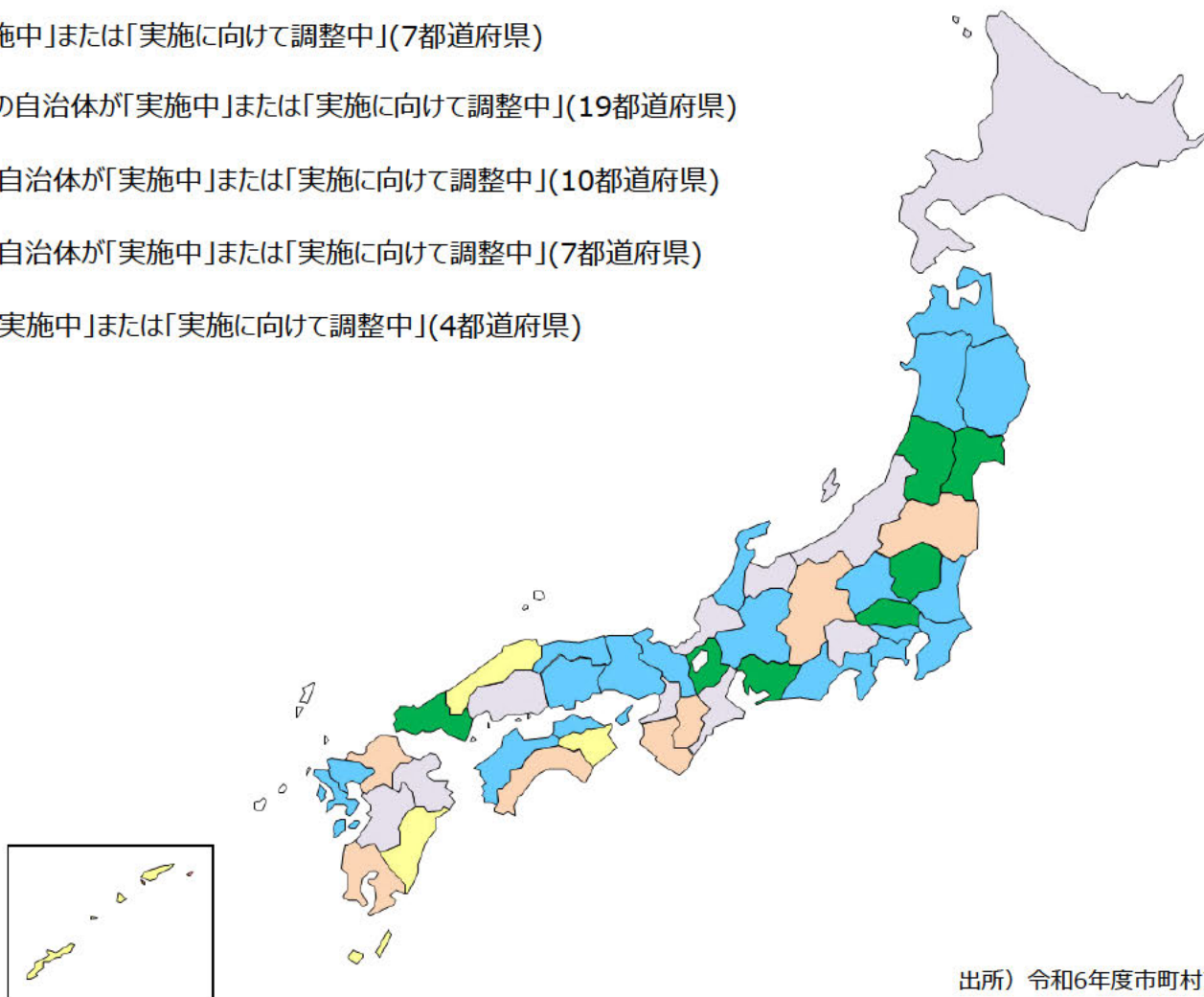
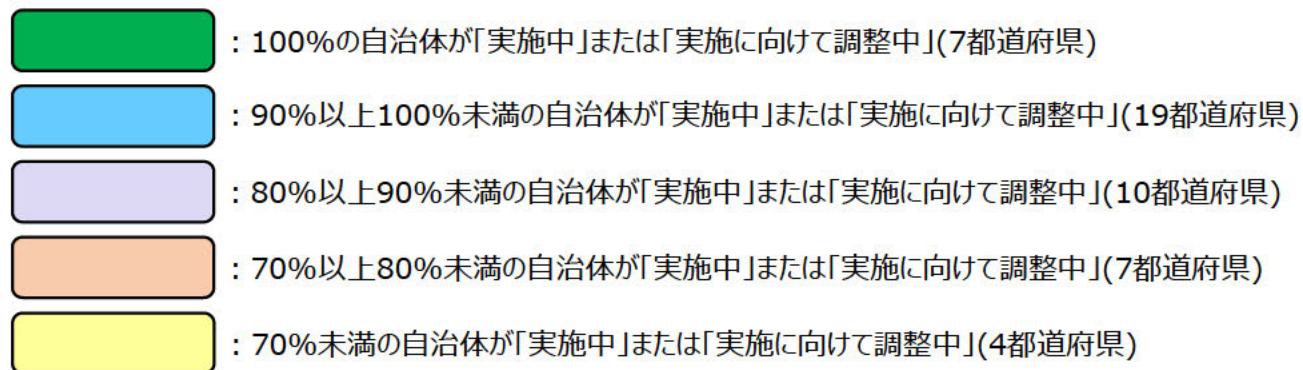
・中国地方…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

・四国地方…徳島県、香川県、愛媛県、高知県

・九州地方…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

都道府県別の参加状況

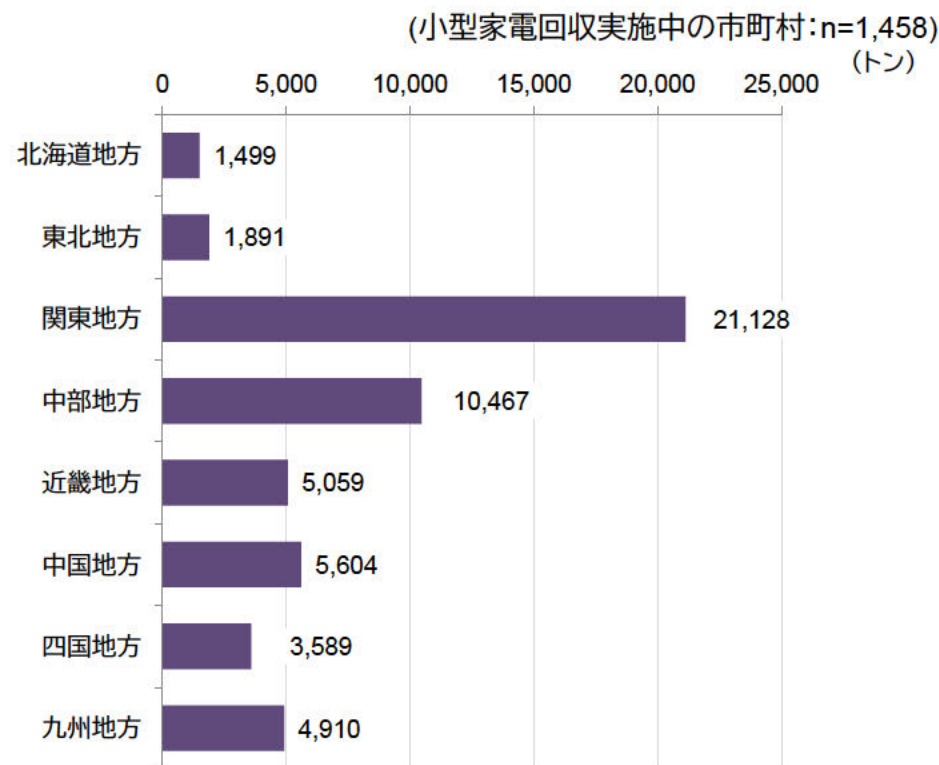
- 全国47都道府県のうち、90%以上の自治体が「実施中」または「実施に向けて調整中」は26都道府県。
- 一方、70%未満の自治体が「実施中」または「実施に向けて調整中」は4都道府県。



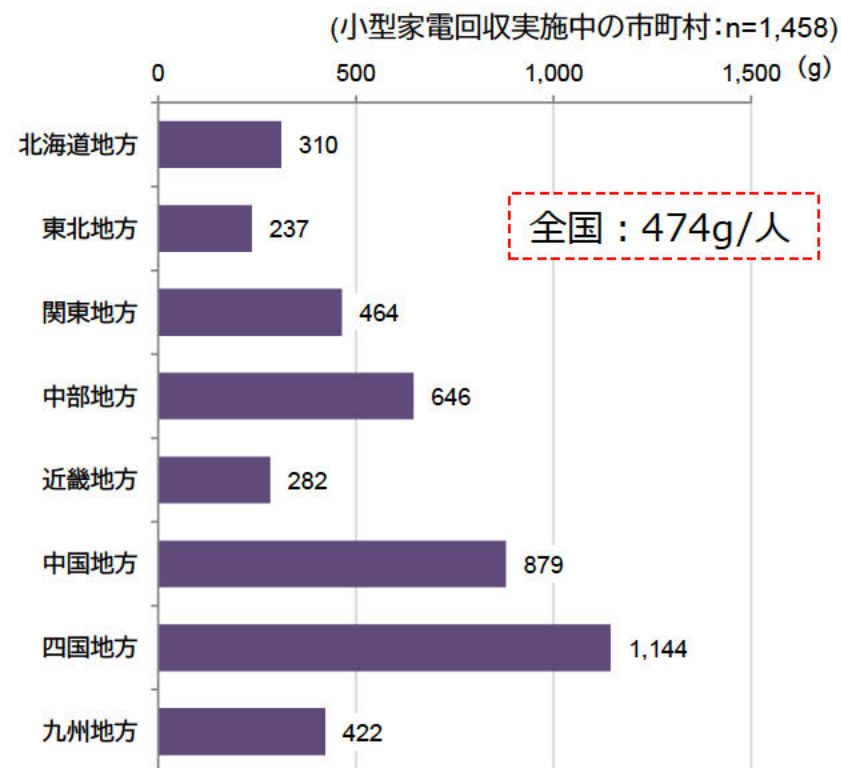
市町村における地方別の小型家電回収量（全体傾向）

- 令和5年度の市町村における小型家電回収量は、**関東の21,128トンが最も多い**。次いで、中部が10,467トンとなっている。
- 1人あたりの年間小型家電回収量は、**四国の1,144gが最も多い**。次いで中国の879g、中部の646gとなっている。**全国平均は474g**である（令和4年度の486g/人よりやや減少）。

市町村における小型家電回収量（令和5年度）



市町村における**1人あたり**※の年間小型家電回収量（令和5年度）

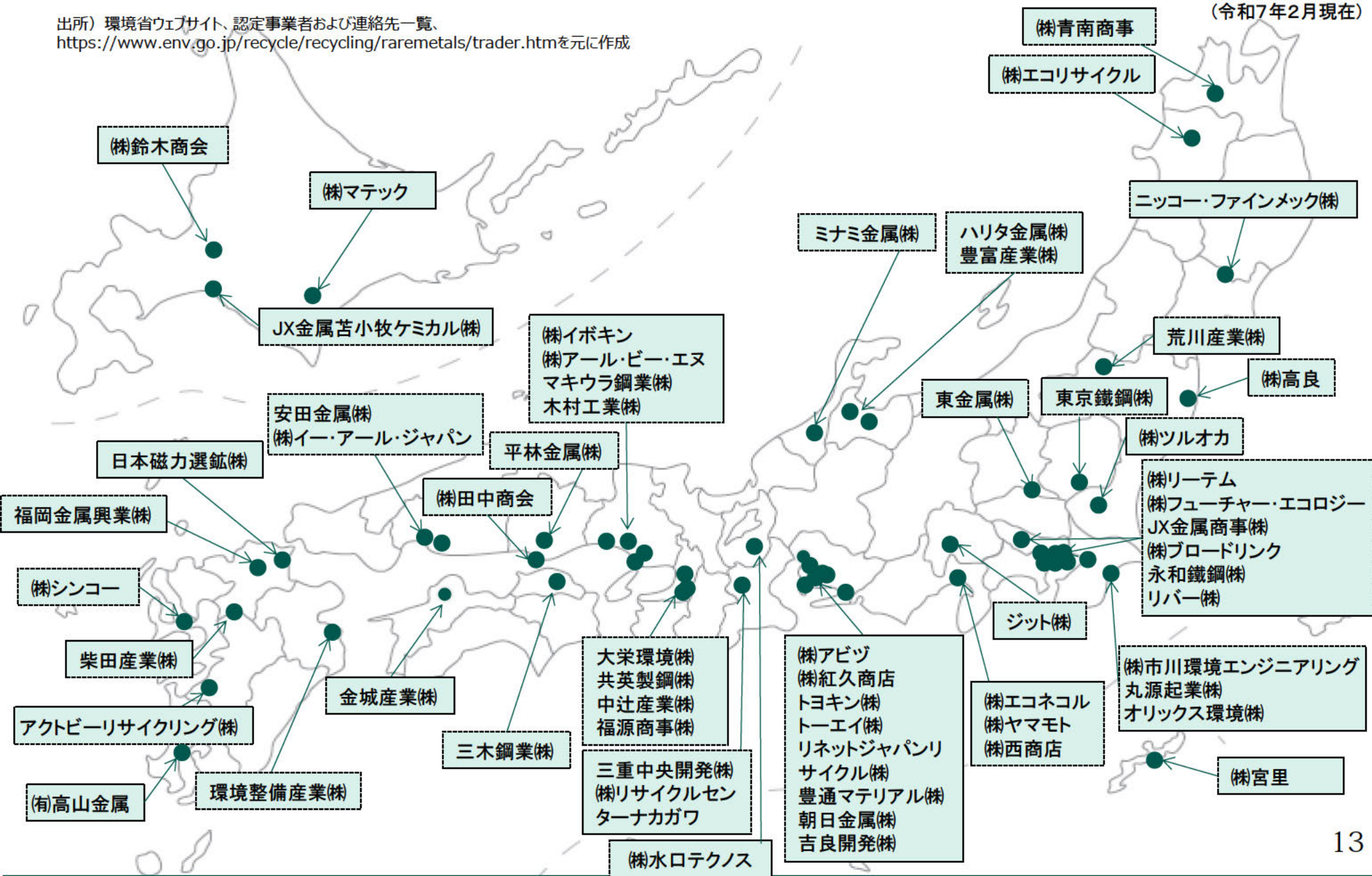


3. 認定事業者の取組状況（回収）

認定事業者の分布状況（全国60者）

出所）環境省ウェブサイト、認定事業者および連絡先一覧、
<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.htm>を元に作成

（令和7年2月現在）

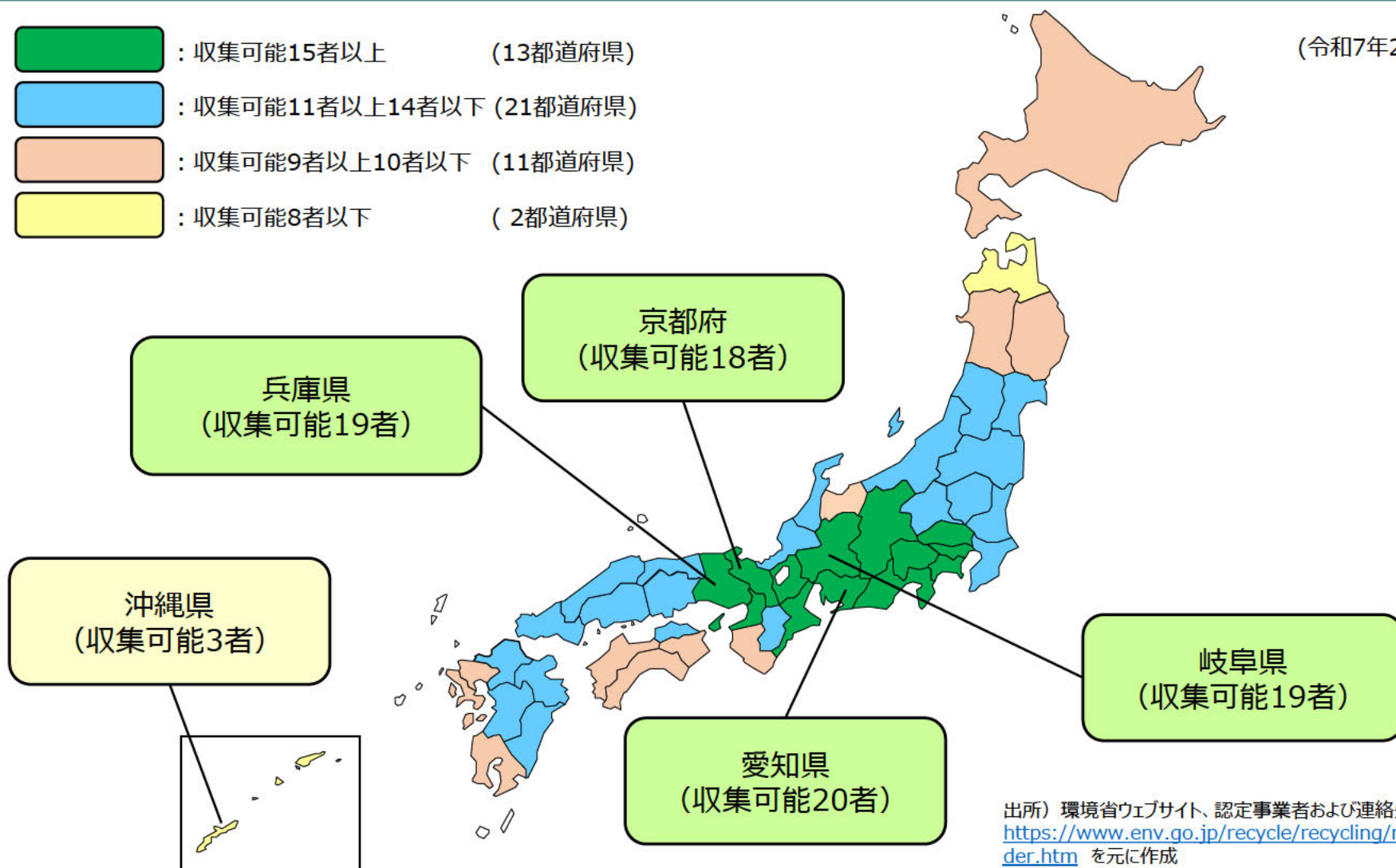


認定事業者の収集エリアの分布状況

○全国47都道府県のうち、**11者以上の認定事業者が収集可能としているのは34都府県**。関東・中部・近畿地域を収集エリアとしている認定事業者が多い。

- 収集可能15者以上 (13都道府県)
- 収集可能11者以上14者以下 (21都道府県)
- 収集可能9者以上10者以下 (11都道府県)
- 収集可能8者以下 (2都道府県)

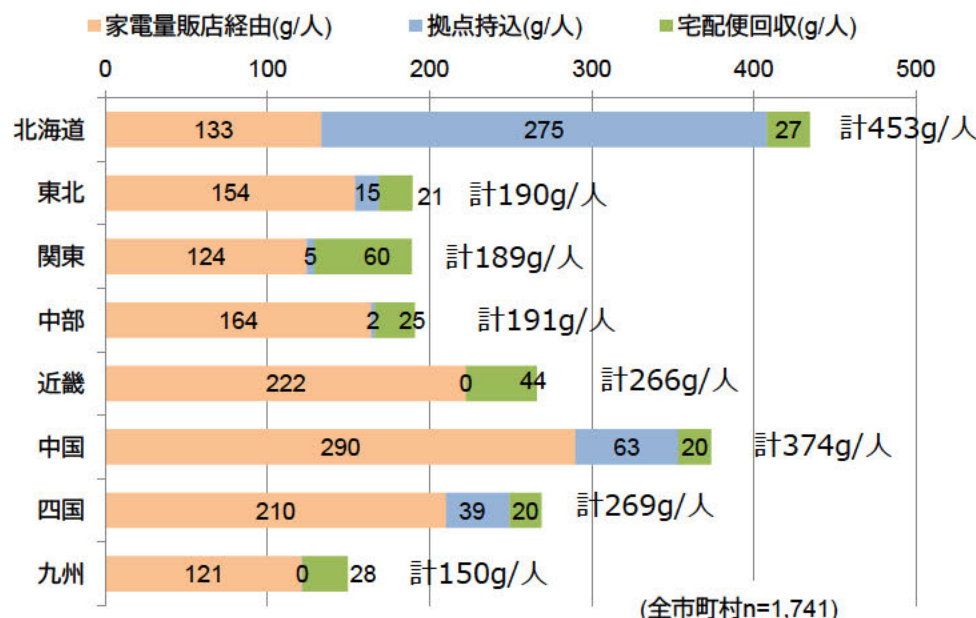
(令和7年2月現在)



認定事業者の直接回収量の内訳

- 認定事業者の直接回収量は、人口1人あたりでは北海道(435g/人)、中国(374g/人)、四国(269g/人)の順で多く、市町村回収量と直接回収量の割合は、地域によりばらつきがある。
- 直接回収量の内訳をみると、**北海道以外では家電量販店経由の回収割合が最も大きい**、**北海道では認定事業者の拠点に持ち込まれる割合が大きい**、などの傾向が見られる。

地方別の認定事業者の直接回収量※（令和5年度）



※全市町村の人口の合計を分母とする。

※直接回収量には、事業所等からの回収（産業廃棄物）を除く。

- ・家電量販店経由：家電量販店等への店頭持ち込みや配送時回収の場合
- ・拠点持込：認定事業者の拠点等（工場、支店等）に直接持ち込まれた場合
- ・宅配便回収：宅配便で回収される場合（引越回収を含む）

直接回収※を実施している認定事業者（令和5年度）

- (株)紅久商店
- (株)リーテム
- 金城産業(株)
- トーエイ(株)
- (株)マテック
- ミナミ金属(株)
- (株)エコリサイクル
- 平林金属(株)
- リネットジャパンリサイクル(株)
- 安田金属(株)
- ニッコー・ファインメック(株)
- 豊通マテリアル(株)
- (株)イー・アール・ジャパン
- (株)クロダリサイクル
- 三木鋼業(株)
- (株)宮里
- (株)青南商事
- 東金属(株)
- (株)高良
- 荒川産業(株)
- リバー(株)
- 福岡金属興業(株)

4. 認定事業者の取組状況（再資源化等）

認定事業者の再資源化実績

○ 令和5年度に認定事業者が処理した小型家電重量85,005トンのうち、

・**再資源化された金属の重量は42,927トン。**

・再資源化されたプラスチックの重量は11,948トン、熱回収されたプラスチックの重量は16,710トン。

・**回収した小型家電の90%以上が再生利用（再資源化と熱回収）、約7%が中間処理残渣または最終処分されている。**

なお、認定事業者以外の「その他適正な者」（本資料p.6「令和5年度の使用済小型家電の排出後フロー図」参照）で処理される小型家電も存在するため、令和5年度の、認定事業者が処理した小型家電重量85,005トンと、全国小型家電回収量86,410トンは一致しない。

認定事業者が引き取った小型家電の再資源化実績

実績(トン)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和01年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度
回収した密閉型蓄電池、蛍光灯、ガスボンベ、トナーカートリッジの数量	87.9	82.8	108.7	132.6	228.3	221.4	368.0	418.4	412.5	504.0
回収したフロン類の重量	0.7	0.8	1.3	1.1	2.0	2.2	2.1	3.1	2.4	2.9
製錬業者に引き渡した金属等の重量	27,743	36,567	37,985	42,374	54,770	55,804	58,304	54,468	49,929	48,533
うち再資源化された金属の重量	22,870	29,994	30,355	34,485	45,922	47,376	52,222	49,080	44,590	42,927
再資源化されたプラスチックの重量	1,863	2,550	2,359	2,304	3,583	5,832	7,529	10,395	10,435	11,948
熱回収されたプラスチックの重量	7,781	13,612	11,816	14,063	21,720	21,292	25,301	20,455	18,699	16,710
再使用を行った使用済小型電子機器の重量	0	149	105	672	3,952	3,285	2,009	2,157	2,724	1,525
中間処理残渣の重量	3,184	4,298	5,196	6,202	7,449	9,529	8,428	3,069	3,388	2,891
最終処分した重量								4,577	3,636	2,891
合計	40,659	57,260	57,571	65,750	91,705	95,966	101,942	95,544	89,225	85,005

約7%

主な内訳

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(金額換算)
鉄	20,124t	26,326t	26,735t	30,145t	40,049t	41,310t	45,305t	41,372t	36,977t	36,119t	16.3億円 17.1%
アルミ	1,527t	2,023t	1,991t	2,325t	3,029t	3,292t	3,661t	3,628t	3,753t	3,827t	8.2億円 8.7%
銅	1,112t	1,469t	1,552t	1,747t	2,283t	2,297t	2,686t	3,110t	2,939t	2,211t	24.3億円 25.6%
ステンレス・真鍮	99t	148t	206t	246t	349t	470t	525t	913t	874t	729t	2.1億円 2.2%
金	143kg	214kg	181kg	245kg	479kg	627kg	340kg	291kg	371kg	322kg	37.6億円 39.6%
銀	1,566kg	2,563kg	2,272kg	2,646kg	5,441kg	4,847kg	3,656kg	3,450kg	3,686kg	3,088kg	4.6億円 4.8%
パラジウム	14kg	21kg	19kg	17kg	18kg	20kg	24kg	25kg	25kg	38kg	1.8億円 1.9%

(参考) 各年度の資源価格で換算

18.9	21.5	24.6	34.3	48.0	60.2	70.4	83.0	85.7	94.9億円
億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	令和5年6月の資源価格では75.0億円

<主な金属の資源価格の変化>

	資源価格 (円/kg) 令和05年6月	資源価格 (円/kg) 令和06年6月	令和05年 6月比
鉄	41	45	9.2%
アルミニウム	140	215	53.6%
銅	860	1,100	27.9%
金	8,844,000	11,680,000	32.1%
銀	109,380	148,680	35.9%
パラジウム	6,460,000	4,760,000	-26.3%

出所) 平成27年度～令和6年度認定事業者調査

※金属ごとに以下に示す令和6年6月1日の資源価格で試算。

鉄、アルミ、銅、真鍮：日刊市境通信社 メタルリサイクル・マンスリー

ステンレス、金、銀、パラジウム：アルム出版社 レアメタルニュース

5. これまでの国の取組事例

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（1/3）

- 使用済み小型家電をリサイクルし、2020東京五輪のメダルを作製するプロジェクトである。
- 東京五輪委員会、環境省、東京都、企業、日本環境衛生センターが連携して取り組んだ。

概要

- ・ 使用済み小型家電をリサイクルして2020東京大会の入賞メダルを作製
- ・ 2020組織委員会主催、環境省、東京都、NTTdocomo、日本環境衛生センター協力で2017年4月から2019年3月まで実施
- ・ オリンピック・パラリンピックの機運醸成、オリンピック史上初、レガシーとして持続可能な社会につなげることが目的

取組体制

自治体

- ・ 環境省から全国の自治体に協力を要請し、回収ボックス・ポスター等を配布。小型家電リサイクル制度に基づき実施。
- ・ 1,741市区町村のうち、1,574市区町村が参画（90.4%、人口割合では97%：平成31年2月15日現在）

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者

全国54社が参加し、イベント回収、宅配便回収、直接回収

企業等と環境省が連携した体制

- ・ トヨタ系ディーラー（全国約6,000店）（トヨタ自動車協力）
- ・ 郵便局（全国約3,500局）（日本郵便協力）
- ・ 家電量販店（全国3,247拠点）
（ヤマダ、コジマ、エディオン、ケーズ、ビックカメラetc）
- ・ 東京メトロ34駅 ・ 全国の商工会（1,500カ所）
- ・ 商工会議所 ・ 盛岡市の全て小・中学校
- ・ 栃木県内の全ての小・中学校、高校、特別支援学校

回収方法



ボックス
回収

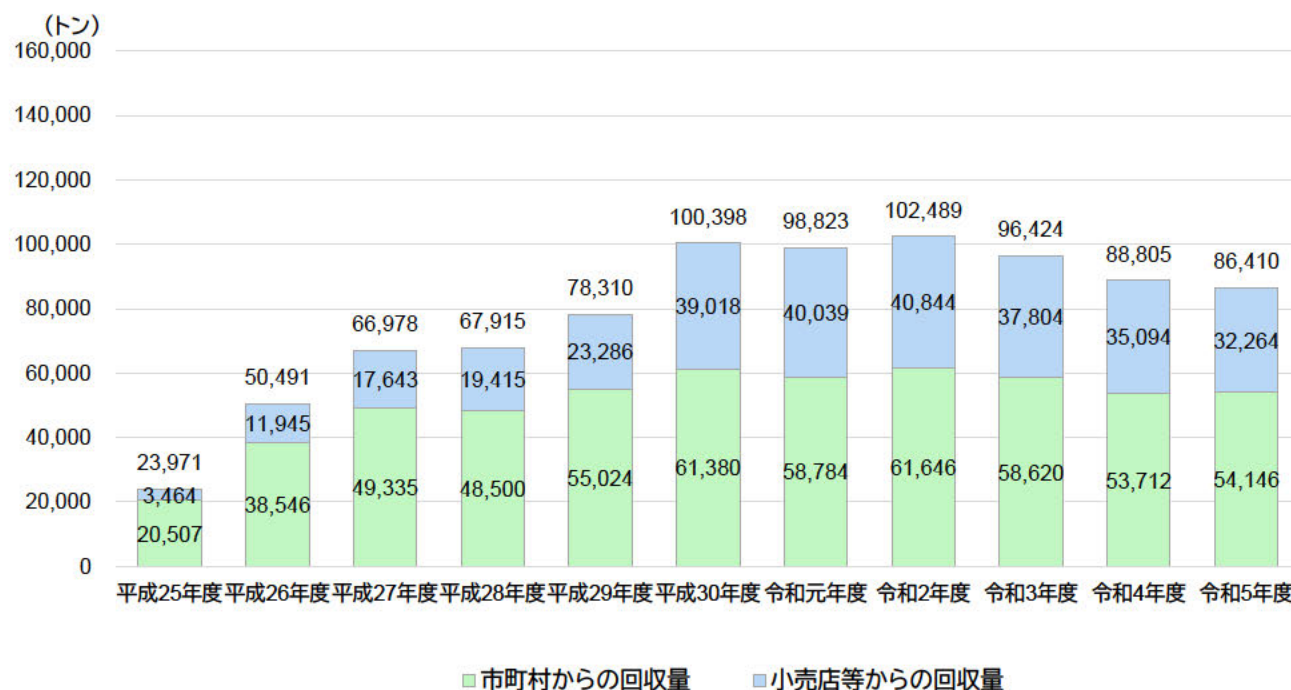
イベント回収



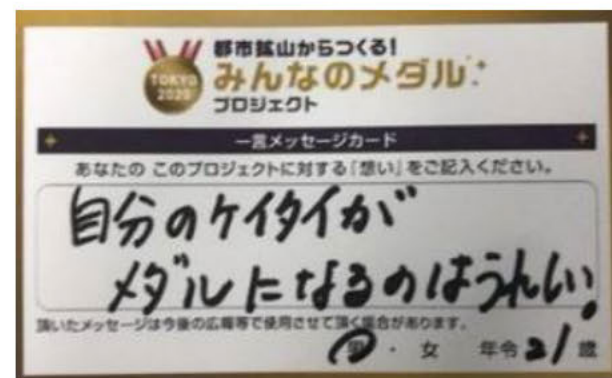
自治体での
ピックアップ
回収

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（2/3）

- 平成29年4月～平成31年3月の2年間に、2020東京五輪で使用する約5,000個のメダルに必要な金属量を100%回収した。回収した小型家電は計78,985トンであった。平成30年度の小型家電回収量は10万トンを超え、確実な成果が見られた。
- 市町村、認定事業者、アスリート、各地の商工会議所、商工会、教育機関、住民等、幅広い主体からの協力が得られた。「自身が使用していた小型家電がオリンピックのメダルになる」という分かりやすさが、多様な関係者の参加に向けた積極的な動機付けとなったと推測される。



プロジェクト期間中に
都庁の小型家電回収受付窓口
に寄せられた住民のメッセージ



関係者の自主的な取り組みが重要な
「促進型」の小型家電リサイクル制度の中で
参加する意義を理解しやすいプロジェクト

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（3/3）

- 環境省では、メダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した「アフターメダルプロジェクト」を実施。
- 取組を行う自治体等を支援するため、環境省としては、追加の回収ボックス提供、広報物品配布、普及イベント開催時の支援等を実施。
- 4月以降、下記のような継続した小型家電リサイクルの取組を実施。
- その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。



スペシャルオリンピックスと連携した回収の例

取組事例	取組方法
スペシャルオリンピックスと連携した回収	東京2020大会でのメダルプロジェクトに参加していただいたことを踏まえて、知的障がい者のスポーツ推進を目的に開催されるスペシャルオリンピックスを支援することで、社会的価値を持つリサイクル活動として継続的な取組を図る。
地域のスポーツ大会等での利用	自治体等で開催されるスポーツ大会等のメダル作製の原材料に利用。
ショッピングモール、小売店、交通機関、郵便局等での回収促進	多くの市民が集い、生活導線に立地する拠点での回収を促進ことで、小型家電リサイクルの認知度を向上させるとともに、効率的な回収を図る。
教育機関での回収	教育機関で回収したものを教育備品購入の費用などに充てる。
障がい者などの働き口拡充	選別、解体処理を障がい者が行うことで地域の障がい者雇用の促進に繋げる。

経済産業省：大阪・関西万博における資源循環に関する実証・展示

○実施概要

次の時代の社会デザインである「循環経済（サーキュラーエコノミー）」を実現する実証・展示を実施し、万博での取組が、レガシーとして万博後にも受け継がれるようにする。

具体的な取組としては、来場者参加型で、「ごみゼロ、食品廃棄ゼロ、ファッションロスゼロ」に官民連携で取り組み、資源循環について会場内外での実証・展示を実施する。

また催事においては、資源循環に資するミニパビリオン設置や資源循環に即したイベントを開催する。

今後の実施方針

- ・民間企業等から提案された技術等について精査し、実証・展示候補を絞り込む。
また催事で行うミニパビリオンやイベントに関する事業者・企画者の提案会（公募）を実施する。
- ・展示実施設計・調整、会場外実証準備等について、事業の実施にあたって必要な詳細（場所、スキーム等）を、関係主体と連携し調整する。

- 実施主体：民間企業等
- 実施場所：会場内（EXPOメッセ、テーマウィーク等）、会場外（関係主体との連携実証等）
- 実施期間：開催期間中

小型家電リサイクル法関連

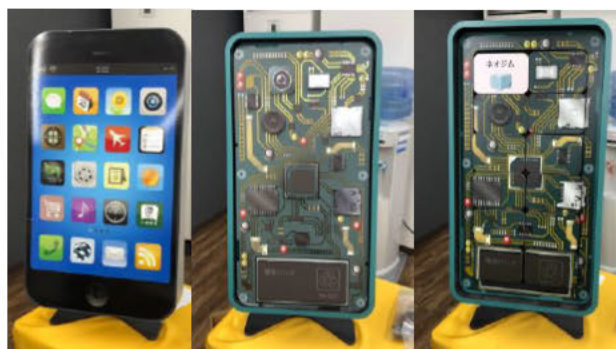
○万博会場においての展示

小型家電の解体標本、小型家電リサイクル法を通して資源循環が理解できるパネル等を展示。

○万博会場においてのワークショップ

来場者向けに小型家電（GIGAスクール端末など）の解体といった体験企画を実施。

→サーキュラーエコノミーの必要性、小型家電に含まれる資源の重要性についての理解を図るとともに、小型家電リサイクル法の普及に繋げる。



展示例（小型家電解体標本）



小型家電の電子基板にも有用金属が含まれている

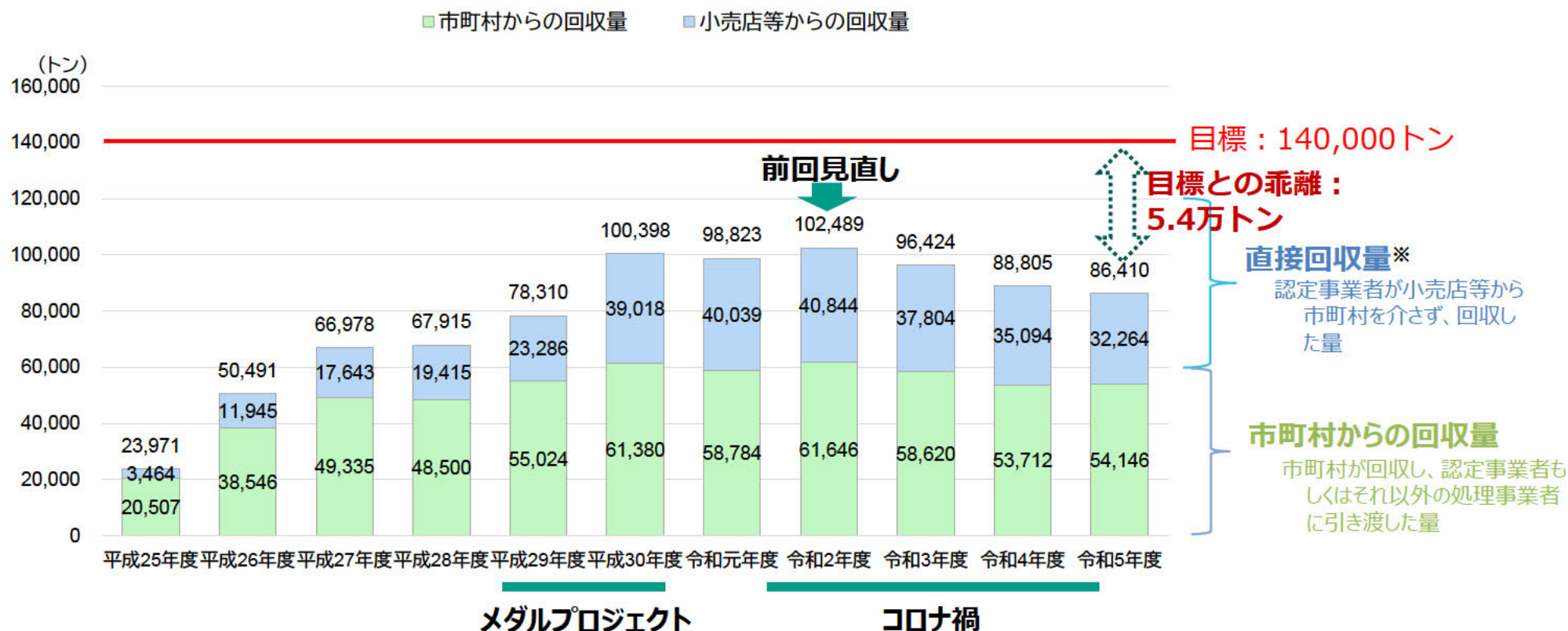
「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」への到達状況及びその分析

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績

- 令和5年度回収実績は8.6万トンであり、目標の14万トンに対して、5.4万トン未達であった。過去最大回収実績は令和2年度の10.2万トンであり、以降毎年漸減傾向にある。

小型家電の回収量

目標：令和5年度までに年間140,000トン



※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

出所）R6市町村アンケート調査、R6認定事業者調査

前回評価・検討時における回収量拡大に関する課題整理

- 令和2年の「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、小型家電回収拡大に向けた課題と具体的な方策が取りまとめられた。平成30年度末時点で小型家電リサイクル制度への市区町村の参画は全市区町村の9割以上を占めるにも関わらず、制度開始当初に設定した回収量目標値である14万トンには未達であり、令和5年度に向けて引き続き14万トンを目指すこととされた。

対策の分類	整理された課題	具体的な方策
市町村の回収量の増加	14万トンの回収量目標の目安である1人当たり1kgの回収量を達成している市区町村は全体の約25%にとどまる。 1人当たり回収量が0.1kg未満の回収量である市区町村が約42%となっている等、小型家電リサイクル制度に参画している市区町村間で、取り組み状況の差が大きい。 - 小型家電を複数の方法（ステーション回収、ピックアップ回収等）で回収を実施する自治体のうち、ステーション回収またはピックアップ回収を実施する自治体は、1人当たりの回収量に有意な差が認められた。	- 小型家電の収集・運搬の効率化により処理コストの低減を図り、処理スキームの開発・実証や、優良事例の横展開を実施。 - 分別回収を実施することで通常の処理と比べてコストが抑えられるケースがある。こうした見えづらい便益やコストを可視化するための費用便益ツールの周知及び改良を行う。 - 自治体回収に加え、補完的に認定事業者や小売業者と連携し、回収量の拡大を推進する。 - 環境省が実施する市区町村を対象としたコンサルティング事業の横展開と、市区町村の積極的な参加。
直接回収の拡大	認定事業者による再資源化事業の環境変化に対応して、事業採算性を高めて逆有償化の傾向の緩和が必要。また、リチウム蓄電池等の普及といった社会変化への対応が求められる。	自治体回収に加え、補完的に認定事業者や小売業者と連携し、回収量の拡大を推進する。（再掲）
違法な回収業者への対策	許可を得ずに消費者から廃棄物を回収する違法業者に小型家電が流出しているケースがあり、集められた廃小型家電が不適正に処理され、海外に輸出される事例が確認されている。	国は、改正廃棄物処理法及びバーゼル法の着実な施行と、自治体の指導力向上等に努める。自治体は、取り締まりの実施に努め、適正な回収ルートでの回収量を増加させる。
消費者の認知度向上	小型家電リサイクルにおける回収量を増やすためには、小型家電を排出する消費者が小型家電リサイクル制度を認知することが重要だが、消費者の小型家電リサイクル制度の認知度は、約6割程度に留まっており、近年横ばいになっている。	- 国はメダルプロジェクト等を通じた発信を行うとともに、自治体、認定事業者等の関係主体による普及啓発を実施する。 - 消費者は小型家電リサイクル制度の趣旨を理解し、適切な排出方法に関する情報を収集すること等が求められる。
目標設定	制度開始当初に掲げた回収量目標値14万トンに対して、平成30年度末時点で、回収実績は約10万トンにとどまっている。	- 上記の対策により回収量向上の余地が十分にあることから、引き続き14万トンを令和5年度の回収目標として設定。 - 回収量以外の目標値や効果測定指標の在り方については、制度がその目的を達成し、役割を果たしているかどうか等、社会の変化に即して、必要性を含め検討していく。

令和5年度実績の目標未達原因等の分析

令和5年度回収実績は8.6万トンであり、目標の14万トンに対して、5.4万トンであった。過去最大回収実績は令和2年度の10.2万トンであり、以降毎年漸減傾向にある。それらの原因として、以下のような理由が考えられる。（前回整理したもの以外で想定される原因を列挙）

- ① リユース市場の拡大
- ② 小型家電製品品目の変化
- ③ 海外流出
- ④ 市町村負担の増加（逆有償※の拡大等）

※排出者費用負担での処理委託

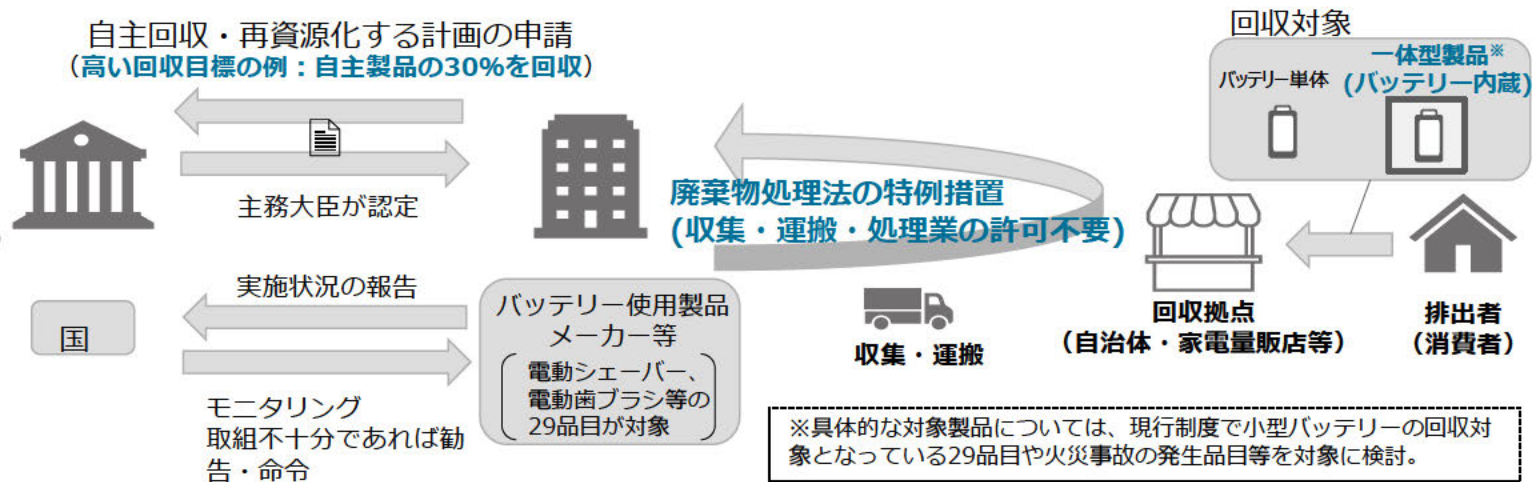
參考資料

(参考) 小型バッテリーの再資源化の促進 (資源有効利用促進法の改正)

- 資源有効利用促進法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている（一体型は義務対象外）、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、回収率が低い。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、回収率向上の要請が強まっている。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化を促進する。
- また、義務対象の製品を拡大し、一定の一体型製品も追加し、小型バッテリーの回収率向上を図る。
- メーカー等による取組状況に関する判断基準を勘案して、必要に応じ指導・助言を行うとともに、著しく不十分なら勧告・命令等で回収率の改善を求め、罰則で担保する。

メーカー等による 小型バッテリー回収の課題

1. 広域回収には個別自治体許可が必要
2. 小型バッテリー取り外し不可の一体型製品の増加
3. 消費者が小型バッテリーを分別すべきと認識しにくい



(参考) 小型バッテリー使用製品事例

資源有効利用促進法

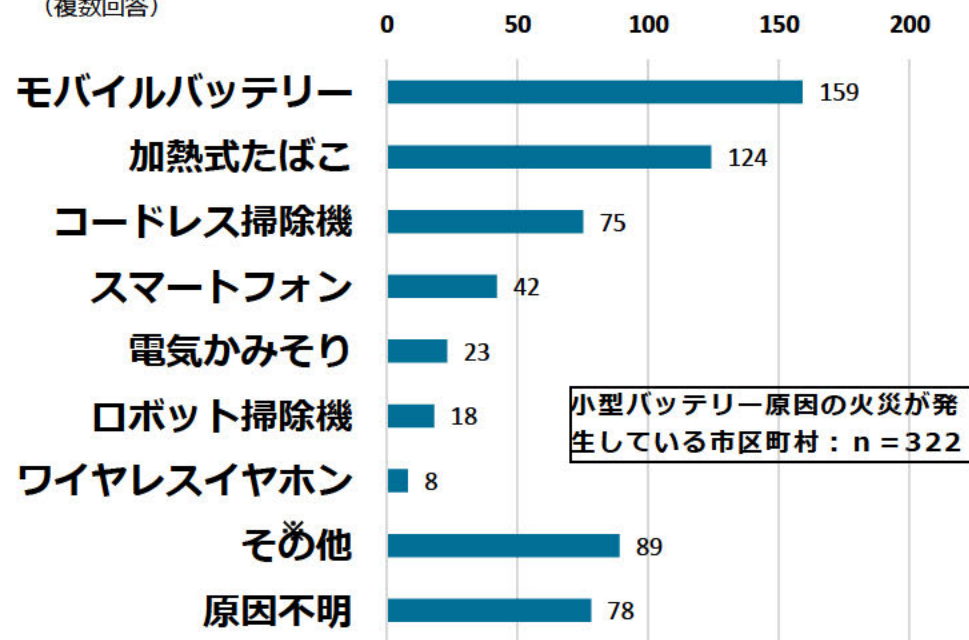
小型バッテリーの回収対象製品 (29品目の一例)



火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○令和4年度実績

(複数回答)



※「その他」には、CD・DVDプレーヤー、ハンディファン、電動工具等が含まれる。

データ出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和5年度）